

知財情報局 12月号

米CAFC、コンピュータを用いないビジネスモデル発明の特許性認めず

コンピュータなどを用いないビジネスモデル発明に関して、その特許性を否定した米特許商標庁（USPTO）の判断を不服として出願人が控訴していた訴訟で、米連邦巡回控訴裁（CAFC）は10月30日、USPTOの判断を支持し控訴を棄却した。（※）

（※）の続き

焦点となっていたのは、エネルギーなどの商品取引で価格変動のリスクを抑える手法に関する出願で、Bernard L. Bilski氏とRand A. Warsaw氏によって出願されたが、USPTOは特許の要件を満たしていないとして拒絶。審判でも同様の判断となったため、両氏がCAFCに控訴していた。

CAFCは、米国特許法101条に従い、特許の対象となる発明を判断するために、米最高裁の「machine-or-transformation test」の基準を採用した。この基準では、クレームに記載された発明には「特定の機械と関連している」または「物品を変化させる」ことが示されている必要がある。

CAFCは、この基準を採用して争点のビジネスモデル発明の特許性を拒絶したUSPTOの判断を支持、両氏の控訴を棄却した。

スーパー早期審査制度の特許査定第1号 慶應義塾出願に17日間で

特許庁は10月17日、「スーパー早期審査制度」による特許査定第1号として、学校法人慶應義塾の出願「ホウ素ドーブ導電性ダイヤモンド電極を用いた電気化学的分析方法」に対して、審査請求から17日で特許査定を送ったと発表した。

スーパー早期審査制度は10月1日から試行が開始された制度で、実際に製品化が予定されている「実施関連出願」で、かつ海外にも出願されている「外国関連出願」に限定して、申請から一次審査までの期間を1ヶ月以内、出願人・代理人の応答期間を1ヶ月以内、更に応答から二次審査までの期間を1ヶ月以内とするというもの。

第1号となった慶應義塾の出願は、2007年3月5日の出願の特願2007-054284号で、2008年9月18日に特開2008-216061号として公開され、スーパー早期審査制度の試行開始日である10月1日に、審査請求及びスーパー早期審査の申立がなされて、17日間で特許査定がなされた。

特許庁によると、17日間での特許査定は世界最速という。

ヤマハ発動機、中国の二輪車商標権侵害事件で 損害賠償金の全額回収発表

ヤマハ発動機は10月23日、中国で、「雅馬哈（やまは）」「YAMAHA」などの登録商標権を侵害されたとして、現地の二輪車製造会社など4社を提訴し勝訴した事件で、1億円以上の損害賠償金の全額の回収が完了したと発表した。

この事件は、2000年に日本で「日本雅馬哈株式会社」という名称の会社の設立登記がなされ、この会社と商号使用許諾契約を結んだ「浙江華田公司（当時の社名「台州華田摩托車有限公司）」が、これを根拠に、中国で製造した二輪車に「日本YAMAHA株式会社」等の文字を表示するというものだった。

これに対し、ヤマハ発動機は2002年10月に、浙江華田公司等4社を商標権侵害で江蘇省高級人民法院に提訴して勝訴。2007年6月には、日本の最高裁にあたる最高人民法院での上訴審判決でも勝訴していた。

判決では、(1) 商標権侵害行為の停止、(2) 中国の二輪車専門誌への謝罪声明掲載、(3) 合計約830万円（1億2500万円）の損害賠償金の支払、が命じられ、(1)(2)はすでに実行されていたが、このほど、(3)も全額の入金が確認され、事件が終結したとしている。

ヤマハ発動機では、中国で同様の問題を抱える企業にとって、今回の事例が少しでも参考になれば幸いとしている。

内閣府世論調査

ニセモノとわかっての購入を5割以上容認

内閣府は10月23日、9月に実施した「知的財産に関する特別世論調査」の結果を発表した。偽ブランド品や海賊版（いわゆるニセモノ）とわかった上での購入に関して、「仕方がない」との認識が計52.4%と半数を超え、2年前の前回調査と比べ7.2ポイント増加した。

「購入するのは仕方がない」との回答内訳は、「正規品よりも安いので」が27.3%、「公然と売っているので」が17.6%（前回調査の5.6%から12ポイント増加）、「正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので」が7.5%だった。

一方、「どんな理由でも購入すべきでない」との回答は、前回調査の47.4%から7.5ポイント減の39.3%にとどまった。

ポスター、テレビ、ネットを通じた国の啓発活動「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」に関しては、54.5%が「知っていた」と回答したが、前回調査から2ポイントしか上昇していなかった。

なお、今回初めて設定されたインターネット利用状況についての質問では、「ほぼ毎日利用」29.1%、「たまに利用」16.9%、「まったく利用しない」45.8%という結果となった。また、「著作物を無断でネット上で公開・共有すること」については「違法と知っている」が75.8%、その対策については、「罰則強化」53.8%、「取締強化」51.8%、に対して、「自主的取り組み促進」31.8%、「広報・啓発」29.2%という結果になった。

調査は、全国の20歳以上の男女3000人を対象に、9月11日から21日にかけて調査員による個別面接方式で実施され、有効回答は1770人（回収率59.0%）。

【参考】平成20年度特別世論調査

<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/tindex-h20.html>

青森のリンゴ新品種登録取り消し 県が登録料を払い忘れ

青森県は10月24日、特産リンゴ「ふじ」に並ぶ有望品種として開発し、今年3月に登録されたばかりの「あおり21」などの品種登録が、登録料を期限までに納付しなかったため、取り消されたと発表した。

登録が取り消されたのは、夏以降の出荷が可能な「あおり21」、変色しないため加工用に適した「あおり27」のリンゴ2種と、新しい色合いのデルフィニウム3種で、青森県が2006年3月に申請し、農水省が今年3月、官報に掲載していた。本来は4月17日までに1品種につき登録料6000円の納付が必要だったが、県の担当職員が納付せず、半年後の10月17日に官報で取り消しの公示がされたとしている。

品種登録がされると、県は30年間苗木を独占管理でき、生産するには許可が必要となる。県外に出さないこともできたが、登録取り消しで苗木流出の恐れが出てきたという。

この問題は、10月27日の農水省の事務次官の定例記者会見でも話題となり、井出事務次官は、「納付期限が近付いても納付されなかったもので、2度ほど口頭で督促した」と明らかにした。その上で「種苗法に基づく権利の付与・失効は厳格に運用しており、失効したものは復活できない。重要な知的財産が適切に保護されなかったのは残念」と述べ、県の不手際を批判した。

米グーグル、書籍検索めぐり出版界と和解 1億2500万ドル支払い、合意の下に新サービス展開へ

米グーグルと全米作家協会、全米出版社協会は10月28日、グーグルの書籍検索サービス「Google Book Search」に関して、

画期的な和解の合意に至ったと発表した。なお、正式の和解成立は、ニューヨーク南部連邦地裁の承認後となる。

米グーグルは2004年、大規模図書館の蔵書をスキャンしてデジタル化し、書籍のタイトルだけでなく本文も検索でき、一部を閲覧できるサービスを始めた。これに対し、複数の作家と全米作家協会（Authors Guild）、米国出版者協会（AAP：Association of American Publishers）を代表する大手出版社5社などが著作権侵害訴訟を起こしていたが、今回、グーグルが総額1億2500万ドルを支払うことで和解に至った。

グーグルによると、今回の合意は、作家の著作権と利益を認めるもので、今後、作家が自身の著作物へのオンライン・アクセスを管理し、利益を得るための効率的な手段を、グーグルが提供する。Google Book Searchを通じて書籍へのオンライン・アクセスが拡大することで、読者や研究者が恩恵を受けるだけでなく、作家や出版社も書籍をデジタル化して配信する機会が増えるとしている。

Google Book Searchでは、従来は、著作権が切れた書籍しか全文の閲覧ができず、著作権の保護期間の書籍では、その一部が閲覧できるだけだったが、今後は、有料で全文の閲覧が可能になり、著者や出版社にはこのサービスに対する報酬が支払われるという。

グーグルでは、「絶版や市販されていない書籍を継続して入手できるようにすること」は、Google Book Searchの大きな目的だったので、グーグルと著者、図書館、出版界のパートナーが、人類の文化史をおのこの方法で守れることを大変栄誉に思うとしている。

なお、今回の合意の恩恵を受けるのは、米国内のユーザーだけで、米国以外の国・地域ではサービス内容の変更はないが、将来的には、各国の業界団体や権利者と協力して、世界中のユーザーにその恩恵を広めていきたいとしている。

日本版フェアユースの導入を提言

知財本部専門調査会の報告案公表、意見募集

政府の知的財産戦略本部の「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」（中山信弘会長）がまとめた、日本版フェアユース規定（権利制限の一般規定）の導入やコンテンツの流通促進策、ネット上の違法コンテンツ対策強化などを盛り込んだ報告案が10月30日に公表され、11月17日までの意見募集が開始された。

今後、意見募集の結果も参考にして、年内に報告書のとりまとめが行われ、2009年以降に著作権法改正が具体化することとなる。

報告案では、現行の著作権法の、著作権の権利が及ばない制限規定に個々のケースを記す「個別列举方式」では、新たなコンテンツ利用形態のネット関連ビジネスなどが形式的には違法となることから、新たな技術やサービスの出現に柔軟に対応できる法制度とするため、「権利者の利益を不当に害しない公正な利用であれば許諾なしに著作物を利用できるようにする権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）」を導入することが適当であるとしている。

ただし、一般規定の導入に当たっては、(1)日本人の法意識等に照らしリスクを内包した制度はあまり活用されないのでは、(2)経済効果について過大な期待をかけるべきではないのでは、(3)結果として違法行為の増加が懸念され、訴訟コストも含め権利者の負担が増加するのでは、(4)法体系全体や諸外国の法制との間でバランスを欠かないか、という点を踏まえつつ、実際の規定を検討する必要があるとしている。

また、権利制限の一般規定では、どのような場合が公正な利用となるかは裁判所の審理を通じて明らかになるもので、予見可能性や適正・迅速な裁判の確立という観点からは、法改正までの時間はかかるが個別具体的な規定の方が望ましい点もあるとして、権利制限の一般規定が定められた後も、引き続き、必要に応じて権利制限の個別規定を追加していくことが必要であるとしている。

なお、報告案に対する意見は、電子メール・郵送・ファックスで、該当項目名とページを明記し、80字以内の概要とともに提出するこ

ととなっている。

【参考】デジタル…専門調査会報告案に関する意見募集

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pc/081030/>

081030comment.html

パイオニア、米プラズマ特許侵害訴訟の 陪審評決でサムスンSDIに勝訴

パイオニアは10月29日、米テキサス州東部連邦地裁でのプラズマ特許侵害訴訟の公判で、サムスンSDI社とその関係会社2社がパイオニア特許を侵害したことを認め、合計5900万ドル(約59億円)の損害賠償支払を命じた陪審評決を得たと発表した。

この訴訟は、2006年9月、サムスンSDI製のプラズマディスプレイがパイオニアの2件の米国特許を侵害しているとして、同社が提訴していたもの。

パイオニアは、今回の陪審評決結果について、「プラズマディスプレイ業界における当社の知的財産権の価値の高さを示すもの。今後も自社の知的財産権を守る基本方針を維持する」としている。

手塚治虫作品を利用した二次創作

ニコニコ動画に投稿可能に

動画投稿サイト「ニコニコ動画」を運営するニワンゴと手塚プロダクションは11月4日、ニワンゴが運営する創作支援の著作物の管理サイト「ニコニコ・コモンズ」に、手塚治虫氏の作品や素材を提供すると発表した。これにより、ユーザーは、手塚作品を素材とした二次創作作品を「SMILEVIDEO（ニコニコ動画）」などに公開することが可能となった。

「ニコニコ・コモンズ」は、今年8月に公開された、クリエイターの創作活動を支援する著作物を管理するサイトで、アップロードされた動画用素材の利用者は、一定のルールのもとでその素材を使った二次創作作品を「SMILEVIDEO（ニコニコ動画）」「ニコニコ・コモンズ」上で公開できる。

なお、手塚作品のキャラクターを利用した二次創作の許諾条件は、

- (1) 公開/登録可能サイトは「SMILEVIDEO（ニコニコ動画）」、「ニコニコ・コモンズ」、「手塚治虫 公式サイト」に限定。
- (2) 著しく手塚作品のイメージを損なうような利用は認められない。
- (3) 二次創作された作品をイベント等で紹介されることを認める。
- (4) 二次創作された作品には、基になった手塚氏の親作品を登録。
- (5) 二次利用可能は漫画のみで、アニメや中の楽曲などは対象外。となっており、その範囲内での利用が可能となっている。

その他

- (1) YouTube、JASRACと音楽著作権の包括利用契約締結

～ユーザがJASRAC管理楽曲を演奏・歌唱した動画の投稿が可能に～
http://news.braina.com/2008/1024/enter_20081024_001_.html

- (2) think C、保護期間延長反対、日本版フェアユース早期導入、公的報償システムなどの流通・利用促進策、などを共同提言
http://news.braina.com/2008/1104/move_20081104_001_.html

- (3) 平成20年度弁理士試験合格発表。合格者は574名～志願者数は過去最高だったが、合格者は3年連続で減少～

【参考】平成20年度弁理士試験合格発表

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/benrishi/benrishi2/benrishi_goukaku.htm

【参考】平成20年度弁理士試験の結果について

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/benrishi/benrishi2/h20benrishi_kekka.htm

コラム

さいたま市伝統産業事業所指定証交付式での講演報告

10月17日（金）に浦和区内のホテルにて標題の交付式が行われ、当社代表の佐原が講演をさせていただきました。

さいたま市は、2008年度から市内の伝統産業を活性化するための支援に乗り出しています。現在、「浦和のウナギ」、「大宮盆栽」、「岩槻人形」の3つを支援対象とし、関連する店舗など約180か所が伝統産業を支える事業所に認定されました。交付式の中で、「伝統産業と知的財産の保護」というタイトルで講演させていただき、出席された方から面白かったというご好評をいただきました。

